

平成十四年政令第二百六十二号

ポリエステル短繊維に対して課する不当廉
売開税に関する政令

内閣は、関稅定率法（明治四十三年法律第五十
四号）第八条第一項、第三十二項及び第三十七項
の規定に基づき、この政令を制定する。

（課税物件）

第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に
掲げる国を原産地とするもの（別表第一に掲げ
る者により生産され、その者により本邦へ輸出
されたもの及び別表第二に掲げる者により生産
され、別表第一第一号に掲げる者により本邦へ
輸出されたものを除く。）又は第三号に掲げる
地域を原産地とするもののうち、第四号に掲げ
る期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」
という。）には、関稅定率法（以下「法」とい
う。）第八条の規定及びこの政令により、不当
廉売開税を課する。

一 法の別表第五〇三・二〇号に掲げる合成
繊維の短繊維（三・八八デシテックスを超え
二十一・二三デシテックス未満のもので、か
つ、長さが二十五ミリメートル以上八十ミリ
メートル以下のものに限る。以下「ポリエス
テル短繊維」という。）

二 大韓民国

三 台湾

四 この政令の施行の日から平成二十四年六月
二十八日までの期間

2 関稅暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第
六十九号）第二十六条第一項の規定は、この政
令に規定する原産地について準用する。

（税率）

第二条 特定貨物に課する不当廉売開税の税率
は、大韓民国を原産地とするものにあつては十
三・五パーセント（サムフン・カンパニー・リ
ミテッド（SAMHUNG CO.、LTD
）により生産され、かつ、本邦へ輸出された
ものにあつては、六・〇パーセント）とし、台
湾を原産地とするものにあつては十・三パーセ
ントとする。

（提出書類）

第三条 税関長は、ポリエステル短繊維又は保税
工場若しくは総合保税地域において行われたポ
リエステル短繊維を原料の全部又は一部とする
製造による製品である外国貨物を輸入しようと
する者に対し、当該ポリエステル短繊維の原産
地を証明した書類を提出させることができる。

2

大韓民国を原産地とするポリエステル短繊維
又は保税工場若しくは総合保税地域において行
われた同国を原産地とするポリエステル短繊維
を原料の全部又は一部とする製造による製品で
ある外国貨物を輸入しようとする者は、当該ポ
リエステル短繊維の生産者の作成した当該ポリ
エステル短繊維の生産を証する書類その他税率
の適用のために必要な書類を税関長に提出しな
ければならない。

3 関稅暫定措置法施行令第二十七条第四項及び
第二十九条の規定は第一項の書類について、同
令第二十八条の規定は前二項の書類について、
それぞれ準用する。この場合において、同令第
二十七条第四項中「証明に係る物品」とあるの
は「証明に係る物品の記号、番号、品名、数量
及び原産地が記載されたものであり、かつ、当
該物品」と、同令第二十八条中「蔵入れ申請等
がされる物品については、当該蔵入れ申請等。
以下この章において同じ」とあるのは「当該証
明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合
にあつては特例申告とし、当該証明に係る物品
について蔵入れ申請等がされる場合にあつては
当該蔵入れ申請等とする」と、「原産地証明書」
とあるのは「ポリエステル短繊維に対して課す
る不当廉売開税に関する政令第三条第一項又は
第二項の書類」と、それぞれ読み替えるものと
する。

（関税法の適用）

第四条 特定貨物に課する不当廉売開税及び一般
税率（法の別表の税率及び条約に規定する税率
のうちいずれか低いものをいう。）による関稅
については、それぞれ別個の関稅として関稅法
（昭和二十九年法律第六十一号）第二章の規定
を適用する。

（還付の計算期間等）

第五条 特定貨物に係る第一条の規定により課さ
れる不当廉売開税の法第八条第三十二項の規定
による還付の請求は、毎年七月一日から翌年六
月三十日までの期間（以下この条において「計
算期間」という。）ごとに、当該計算期間内に
輸入された特定貨物に係る同項に規定する要還
付額に相当する額について、しなければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三一日政令第一
五〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施
行する。

附 則 （平成一九年三月三一日政令第一
二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施
行する。

附 則 （平成一九年六月二九日政令第一
九七号）

この政令は、平成十九年七月一日から施行す
る。

附 則 （平成二三年三月三一日政令第八
八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から
施行する。

別表第一（第一条関係）

一 サムヨン・シンセティクス・カンパニー・
リミテッド（SAMYOUNGSYNTH
ETICS CO.、LTD.）

二 ソンリム・カンパニー・リミテッド（SU
NGLIM CO.、LTD.）

三 デヤン・インダストリアル・カンパニー・
リミテッド（DAEYANG INDUST
RIAL CO.、LTD.）

四 ヒュビス・コーポレーション（HUVIS
CORPORATION）

別表第二（第一条関係）

一 ジヤンウォン・ケミカル・ファイバー・カ
ンパニー・リミテッド（JANGWON C
HEMICAL FIBER CO.、LT
D.）

二 セファ・テキスタイル・カンパニー（SA
EHWATEXTILE CO.）

三 ドンサン・インダストリー・カンパニー・
リミテッド（DONGSAN INDUST
RY CO.、LTD.）